平成２６年（フ）第６２号
北海道旭川市３条通12丁目986番地　ロイヤルシャトー３条402号室
債務者　石井利恵子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
岐阜県大垣市桧町438番地７
債務者　和コーポレーションこと　岩倉　和三
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍬口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３７５号
名古屋市港区新茶屋５丁目2110番地の１
債務者　中村　友紀
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　善之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
広島県安芸高田市吉田町川本1087番地
債務者　齋藤　昭男
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１２号
長崎県長崎市茂里町１番１―515号、旧住所福岡県福岡市西区姪の浜１丁目10番１―906号
債務者　古賀　聡朗（旧姓磯野）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目12番地８　大日ビル405号、住民票上の住所横浜市港北区小机町220番地１　クレア１Ｆ
債務者　金巻　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押田　美緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２号
静岡県藤枝市上青島289番地の５
債務者　伊志嶺邦雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５８号
大分県別府市駅前本町10番28号　幸アパート２号
債務者　岡本美輝雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
札幌市南区真駒内柏丘３丁目１番33―107号
債務者　棚谷　信雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０号
札幌市西区発寒８条14丁目516番地208　レヴェランス203号
債務者　田村　香澄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３号
札幌市豊平区水車町７丁目６番７　マインドハイツ203号、住民票上の住所札幌市北区篠路４条３丁目１番17号
債務者　窪田　保大
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６号
札幌市白石区栄通６丁目16番22号　ＹＮハイムＡ―105号
債務者　浜野　一枝（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０号
札幌市西区発寒６条13丁目３番59号　アベニューＫ―102号
債務者　隅廣　磨未
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９号
札幌市白石区栄通13丁目４番23―306号
債務者　罟谷　優人
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７２号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目20番13号ピア21―202号
債務者　草刈　孝平
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０１号
札幌市白石区南郷通５丁目南２番５号　パース南郷205号
債務者　吉野　泰成
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０３号
札幌市東区本町１条２丁目２番６号　グリーンヒル12壱番館203号
債務者　佐々木里美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部